佐賀県告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 27 年 3 月 10 日から平成 27 年 4 月 9 日まで佐賀県交通政策部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北茂安三田 川線	三養基郡みやき町大字白壁字三本松 852 番 2 地先から 三養基郡みやき町大字白壁字白壁 5101 番 地先まで	平成 27.3.10
県道 北茂安三田 川線	三養基郡上峰町大字坊所字二本谷 2501 番 2 地先から 三養基郡上峰町大字坊所字七本谷 1560 番 地先まで	II .
県道 佐賀川久保 鳥栖線	鳥栖市宿町字船底 1245 番 14 地先から 鳥栖市本町一丁目字本町 856 番地先まで	"
県道 坊所城島線	三養基郡みやき町大字市武字二本松 1242 番地先から 三養基郡みやき町大字市武字二本松 1288 番3地先まで	<i>II</i>
県道 江口長門石 江島線	三養基郡みやき町大字江口字中島角 3187番 17地先から 三養基郡みやき町大字江口字中島角 3153番 5地先まで	II .
県道 江口長門石 江島線	鳥栖市三島町於保里字於保里 4640 番 1 地 先から 鳥栖市三島町於保里字於保里 4584 番 2 地 先まで	"
県道 坂口藤吉線	三養基郡みやき町大字坂口字五本松 1280番1地先から 三養基郡みやき町大字坂口字二本松 997番1地先まで	"

県道 肥前旭停車 場線	鳥栖市儀徳町字一ノ角 2681 番 1 地先から 鳥栖市西田町 12 番地先まで	"
県道 神埼北茂安 線	三養基郡上峰町大字前牟田字五本杉 1564 番3地先から 三養基郡上峰町大字前牟田字上米多 1898 番1地先まで	"
県道 中原鳥栖線	三養基郡みやき町大字白壁字皿山 3951 番 地先から 三養基郡みやき町大字白壁字一ノ原 4027 番 2 地先まで	"